

山口県報

平成 21 年
9 月 29 日
(火曜日)

目 次

規則	八
一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)	一
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)	一
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)	二
職員等の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	二
一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)	二
訓令	三
山口県職員服務規程の一部を改正する訓令(人事課)	三
山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令(学事文書課)	三
告示	四
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)	四
公告	四
一般競争入札の実施(医務保険課)	四
教委訓令	五
山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令	五
山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令	六
山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	七
人委規則	七
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	七
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	七
選管告示	七
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正	七
県議会訓令	八
山口県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令	八

企業管理規程
 山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………八
 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………九



一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十五号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員等の旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年山口県条例第三十八号)の施行期日は、平成二十一年十月一日とする。

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十六号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「りようせい」を「せきじょう」に改める。
 附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十七号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の二中「りようせい船長」を「せきしよう船長」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十八号

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員職の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考1中「りようせい」を「せきしよう」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六十九号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和二十九年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同条中「第四条第六項」を「第四条第八項」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加える。

第四条の見出し中「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同条中「及び様式は」を「又は記録事項及び様式は」に改める。

第六条中「旅費請求書」の下に「(概算払に係る旅費を請求する場合を除く。)」を加え、「次の各号に掲げるとおり」を「別表第三に掲げる書類」に改め、各号を削る。

別表第一の注中「并罫する」とを「并罫すること」と改め、電磁的記録により作成するときは、この限りでない」に改め、同表の備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 電磁的記録により作成する場合における押印については、氏名又は名称を明らかにする措置であつて知事が定めるものをもって当該押印に代えることができる。

別表第一の第一号様式から別表第二の第五号様式までの規定中

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

「備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

2 電磁的記録により作成する場合における押印については、氏名又は印章を明らかにする描画であつて知事が定めるものをもって当該押印に代えることができる。」に改める。

別表第三の第一 第四条第一号に規定する旅費請求書に添付すべき書類に関する部分第一号及び第二号中「足る」を「足りる」に改め、同部分第三号中「、」を「、」に改め、同部分第四号に規定する鉄道賃、船賃、車賃及び移転料並びに条例第二十七条第三号を「及び条例第二十七条第二項ただし書」に、「足る」を「足りる」に改め、同部分第五号中「足る」を「足りる」に改め、同部分第六号中「第二十三条」の下に「、第二十六条第一項ただし書及び第二十七条第一項ただし書」を加え、同部分中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に発する旅行から適用し、同日前に発した旅行については、なお従前の例による。



山口県訓令第7号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県労働委員会事務局

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県職員服務規程（昭和二十九年山口県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「書面」の下に「（一般職の職員等の旅費に関する条例第四条第五項ただし書の規定により旅行命令簿又は旅行依頼簿の提示がない旅行にあつては、口頭）」を加える。

附則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

山口県訓令第8号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県公文書取扱規程（昭和二十八年山口県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

第七条第三号を削る。

第八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条第四号中「については」を「は」に改め、「、電子決裁を行う場合にあつては文書管理システムに入力し、その他の場合にあつては」を削り、同条第五号中「（電子決裁を行うものを除く。）」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 「書留」、「配達証明」等の処理を必要とするものは、起案用紙の発送種別欄にその旨を朱書すること。

第十七条第七号ただし書を削る。

第十九条第一項中「、文書管理システム」を「起案用紙を、供覧に当たつては供覧用

紙」に改め、後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「により起案」の下に「又は供覧を」を加え、後段を削り、同項第一号中「文書管理システム以外の」を削り、同項第二号中「起案」の下に「又は供覧を」を加え、同項第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 起案又は供覧に当たつては、極めて軽易な事件の起案又は供覧を除き、件名その他文書の管理に必要な事項を文書管理システムに登録しなければならない。

第二十八条第二項中「別添資料回付票、」を削る。

第三十二条第一項中「(電子決裁に係るものにあつては、文書管理システムにより出力された起案用紙及び文案で、文書取扱主任が原議と照合したもの(以下「照合済確認書」という。))」を削り、同条第二項から第四項までの規定中「又は照合済確認書」を削る。

第三十三条及び第三十五条中「、照合済確認書又は電子決裁文書發送整理簿」を削る。

第四十六条の二第二項を削る。

第四十七条第三号を削る。

第四十八条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十五条中「、照合済確認書又は電子決裁文書發送整理簿」を削る。

第六十一条第二項を削る。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 別記

別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式 別記

附 則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。



山口県告示第三百七十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十七年山口県告示第五百二号)に係る指定漁船を普通損害保険に付

すべき義務は、平成二十一年九月十五日限り消滅した。

平成二十一年九月二十九日

豊北町加入区

山口県知事 二井 関 成



(三二五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年九月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

遠隔操作式工ツクス線透視撮影装置 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十二年一月三十一日

(四) 納入場所

山口県立総合医療センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二〇八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成二十一年十一月九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年十一月十日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成二十一年十一月十日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県立総合医療センター院長 中安 清

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二一四四―)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: One set of Remote controlled diagnostic table

(3) Delivery period: January 31, 2010

(4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center

(5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat (Tel. 0835-22-4411)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., November 9, 2009

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., November 10, 2009)



山口県教育委員会訓令第3号

各 庁 中 一 般 教 育 機 関

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等公文書取扱規程（昭和三十四年山口県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（第十三条第一項において「電磁的方式」という。）」を削る。

第四条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

第五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第七条中「電子文書」の下に「（文書の作成に代えて作成される電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第九条の三第一項中「文書管理システム」の下に「（電子計算機及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせたものをいう。以下同じ。）の集合体であつて、文書及び電子文書の收受、処理及び施行その他公文書の取扱いに関する事務を一体的に処理しよう構成されたものをいう。以下同じ。）」を加える。

第十一条第四号中「については」を「は」に改め、「電子決裁を行う場合にあつては文書管理システムに入力し、その他の場合にあつては」を削り、同条第五号中「（電子決裁を行うものを除く。）」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 「書留」、「配達証明」等の処理を必要とするものは、起案用紙の発送種別欄にその旨を朱書すること。

第十一条第七号ただし書を削る。

第十三条第一項中「、文書管理システム」を「起案用紙を、供覧に当たつては供覧用紙に改め、後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「により起案」の下に「又は供覧」を加え、後段を削り、同項第一号中「文書管理システム以外の」を削り、同項第二号中「起案」の下に「又は供覧を」を加え、同項第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 起案又は供覧に当たつては、極めて軽易な事件の起案又は供覧を除き、件名その他文書の管理に必要な事項を文書管理システムに登録しなければならない。

第十五条中「回議書」の下に「（決裁又は供覧に係る一切の公文書をいう。以下同

じ。）」を加える。

第二十条第二項中「別添資料回付表、」を削る。

第二十三条第一項中「（電子決裁に係るものにあつては、文書管理システムにより出力された起案用紙及び文案で、文書取扱主任が原議と照合したもの（以下「照合済確認書」という。））」を削り、同条第二項及び第三項中「又は照合済確認書」を削る。

第二十五条中「、照合済確認書又は電子決裁文書発送整理簿」を削る。

第三十三条第二項を削る。

別記第三号様式を次のように改める。

別記第五号様式を次のように改める。

別記第五号様式を次のように改める。

別記第五号様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第四号

庁 中 一 般
学校を除く各教育機関

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県教育委員会事務局等職員服務規程（昭和三十六年山口県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「書面」の下に「（一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年山口県条例第六十号）第四条第五項ただし書の規定により旅行命令簿又は旅行依頼簿の提示がない旅行にあつては、口頭）」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。

山口県教育委員会訓令第五号

県立学校一般

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県教育委員会

山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山口県立学校職員服務規程（昭和四十七年山口県教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「書面」の下に、「（一般職の職員等の旅費に関する条例第四条第五項ただし書の規定により旅行命令簿又は旅行依頼簿の提示がない旅行にあつては、口頭）」を加える。

附則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務局の項中「りよつせい船長」を「せきしよつ船長」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務局の項中「りよつせい」を「せきしよつ」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第九十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正頭

「山口県厚生農業協同組合」 豊北町大字滝部三六六九 昭和三四、三、二四
連合会滝部病院 を



山口県議会訓令第一号

局 中 一 般

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県議会議長 島田 明

山口県議会議務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県議会議務局処務規程（昭和四十四年山口県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「調査課」を「議事調査課」に改める。

第十六条第四号及び第五号を次のように改める。

四 例規となるもの、秘密取扱いを要するもの、急を要するもの等は、それぞれ「例規」、「秘」、「至急」等と必要な表示を起案用紙（別記第二号様式）の取扱種別欄に朱書すること。

五 「書留」、「配達証明」等の処理を必要とするものは、起案用紙の発送種別欄にその旨を朱書すること。

第十六条第六号ただし書を削る。

第十七条第一項中、「文書管理システム」を「起案用紙を、供覧に当たっては供覧用紙（別記第四号様式）」に改め、後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「により起案」の下に「又は供覧を」を加え、後段を削り、同項第一号中「文書管理システム以外の」を削り、同項第二号中「起案」の下に「又は供覧を」を加え、同項第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 起案又は供覧に当たっては、極めて軽易な事件の起案又は供覧を除き、件名その他文書の管理に必要な事項を文書管理システムに登録しなければならぬ。

第十九条中「回議書」の下に、「（決裁又は供覧に係る一切の公文書をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十二條第一項中「（電子決裁に係るものにあつては、文書管理システムにより出力された起案用紙及び文案で、文書取扱主任が原議と照合したもの）」を削る。
別記第三号様式を次のように改める。

兼 3 印 藤 井 聖 希

附 則

この訓令は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第十五条第四項の改正規定は、平成二十一年九月二十九日から施行する。



山口県企業管理規程第九号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県公営企業管理者 児 玉 啓 一

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削る。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二 削除

第二十三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十九条第四号中「については」を「は」に改め、「、電子決裁を行う場合にあつては文書管理システムを入力し、その他の場合にあつては」及び「（電子決裁を行うものを除く。）」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 「書留」、「配達証明」等の処理を必要とするものは、起案用紙の発送種別欄にその旨を朱書すること。

第二十九条第六号ただし書を削る。

第三十一条第一項中、「文書管理システム」を「起案用紙を、供覧に当たっては供覧用紙」に改め、後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に

改め、「により起案」の下に「又は供覧を」を加え、後段を削り、同項第一号中「文書管理システム以外の」を削り、同項第二号中「起案」の下に「又は供覧を」を加え、同項第四号を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 起案又は供覧に当たつては、極めて軽易な事件の起案又は供覧を除き、件名その他文書の管理に必要な事項を文書管理システムに登録しなければならない。

第三十三条中「回議書」の下に「(決裁又は供覧に係る一切の公文書をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十九条第二項中「別添資料回付票、」を削る。

第四十二条第一項中「(電子決裁に係るものにあつては、文書管理システムにより出力された起案用紙及び文案で、文書取扱主任が原議と照合したもの(以下「照合済確認書」という。))」を削り、同条第二項及び第三項中「又は照合済確認書」を削る。

第四十三条及び第四十四条中「、照合済確認書又は電子決裁文書發送整理簿」を削る。

第五十四条第二項を削る。

別記第五号様式を次のように改める。

別記第七号様式を次のように改める。

別記第七号様式

附則

この管理規程は、平成二十一年十月一日から施行する。

山口県企業管理規程第十号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十一年九月二十九日

山口県公営企業管理者 児玉 啓一

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中「書面」の下に「(一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)第四条第五項ただし書の規定により旅行命令簿又は旅行依頼簿の提示がない旅行にあつては、口頭)」を加える。

附則

この管理規程は、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月二十九日
印刷

発行人

山口県知事